
【長崎】石木ダム工事差し止め訴訟 住民の上告棄却
(長崎文化放送2022年09月20日)

<https://www.ncctv.co.jp/news/106503.html>

石木ダム建設に反対する住民らが県と佐世保市に付け替え道路工事の差し止めを求めた裁判の上告審で最高裁判所が住民らの上告を棄却・不受理としたことがわかりました。長崎県によると決定は16日付です。この裁判は石木ダムの水没予定地の住民らが県などに工事の差し止めを求めたもので、一審の長崎地裁佐世保支部は「良好な環境で生活する権利は工事差し止めの根拠にならない」として請求を棄却、二審の福岡高裁もこの判決を支持し、原告は去年10月、上告していました。大石知事は「今回の台風でもあったように激甚化・頻発化しているこの自然災害に対して、やはりこの石木ダム事業は必要だと。最優先にするのは現地の方と話し合いを継続することなのでそこを達成すること」と話しました。

原告団の馬奈木昭雄弁護団長はNCCの取材に対し「最高裁から正式な連絡はまだない。私たちの目的はダム建設を止めることで一つひとつの裁判の結果は関係ない」としています。

東彼・川棚町の石木ダム工事差し止め訴訟で最高裁が住民の上告退ける

(テレビ長崎2022年9月20日 火曜 午後6:25) <https://www.fnn.jp/articles/-/419912>

東彼・川棚町の石木ダム建設をめぐる裁判で、最高裁が建設に反対する予定地の住民などの訴えを退けました。

大石賢吾 長崎県知事「行政側の主張が認められたと受け止めている」

最高裁の決定を受け、大石知事は あらためてダム建設を進める方針を示しました。

裁判は、建設に反対する予定地の住民やその支援者が憲法上の権利などを違法に侵害するとして県や佐世保市に対してダム本体や付け替え道路の工事の差し止めを求めたものです。

一審、二審ともに敗訴した住民側が上告していましたが、最高裁は今日16日付けで訴えを退けました。

長崎・石木ダム工事差し止め訴訟 住民側の上告退ける 最高裁

(毎日新聞 2022/9/20 20:11)

<https://mainichi.jp/articles/20220920/k00/00m/040/248000c>



最高裁判所＝東京都千代田区隼町で、本橋和夫撮影

長崎県川棚町に県と佐世保市が計画する石木ダムの建設を巡り、反対住民らが県と市に工事差し止めを求めた訴訟で、最高裁第2小法廷（三浦守裁判長）は、住民側の上告を退ける決定をした。16日付。住民側敗訴の1、2審判決が確定した。

石木ダムは佐世保市の水不足解消や、川棚町の治水を目的に計画。国が1975年に事業採択した。住民側は、ダム建設により現在の豊かな自然環境が失われ、住民らの生活基盤も破壊されると主張したが、2020年の1審・長崎地裁佐世保支部判決は「ダム建設により住民の生命や身体の安全が侵害される」と認められない」と請求を棄却した。2審・福岡高裁判決も支持した。

住民らが国の事業認定取り消しを求めた訴訟は、20年に最高裁で住民側敗訴が確定している。（共同）

石木ダム建設工事の中止を求めた訴訟 住民側の敗訴確定

(NHK 2022年9月20日

18時56分) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220920/k10013828351000.html>

長崎県川棚町で進められている石木ダムの建設に反対する住民などが、長崎県と佐世保市に建設工事の中止を求めた裁判で、最高裁判所は上告を退ける決定をし、住民側の敗訴が確定しました。

川棚町で建設が進められている石木ダムの建設に反対する住民などは、ふるさとで平穏に生活する権利が奪われるなどとして、5年前（2017年）長崎県と佐世保市に対し、建設工事の中止を求める訴えを起こしました。

1審の長崎地方裁判所佐世保支部はおとし3月、「工事によって生命や身体の安全が侵害されるおそれがある」として住民側の訴えを退け、2審の福岡高等裁判所も1審に続いて訴えを退けました。

判決を不服として住民側が上告していましたが、最高裁判所第2小法廷の三浦守裁判長は20日までに上告を退ける決定をし、住民側の敗訴が確定しました。

石木ダム工事差し止め訴訟 住民 敗訴確定 最高裁、上告退ける

(長崎新聞2022/09/21) <https://nordot.app/945121908775501824>

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り、水没予定地の住民らが県と市に工事差し止めを求めた訴訟で、最高裁第2小法廷（三浦守裁判長）は20日までに、住民側の上告を退ける決定をした。住み慣れた土地で暮らす「平穏生活権」が侵害されたとする住民側の請求を棄却した一、二審判決が確定した。

決定は16日付。それによると、原判決に憲法解釈の誤りや手続き不備がある場合に上告できる民事訴訟法の規定に「該当しない」という判断で、裁判官全員が一致した。

建設予定地では、県と市が土地収用法に基づき権利を取得。現在も事業に反対する13世帯が暮らしているが、付け替え道路や本体の工事が進んでいる。

住民側は2017年3月に提訴。20年3月の一審長崎地裁佐世保支部判決は、住民の主張する平穏生活権を「抽象的で不明確」として訴えを退け、21年10月の控訴審もこれを支持。住民側は不服として同年11月に上告していた。

原告の一人、岩本宏之さん（77）は「県の見方に立った判断」と冷静に受け止め、今後も抗議の座り込みを続ける考えを示した。これまで「係争中」を理由に佐世保の建設反対派市民団体との対話に応じていない県に対し、「会わない理由がなくなった」と指摘した。

大石賢吾知事は報道陣の取材に応じ、「主張が認められた。佐世保市や川棚町と一体となって早期完成に向けて尽力したい」と述べた。その上で「これ（上告棄却）で何かが変わるわけではない。（住民との）話し合いを最優先に継続したい」として理解を得る努力を続けると強調した。

朝長則男市長は「事業の必要性、緊急性は既に別途司法判断で確定している。工事続行についても認められたことにより、早期実現に向け環境が整ったものと思う」とコメントした。最高裁は20年10月、住民側が国に事業認定取り消しを求めた訴訟で、住民側の上告を退け、必要性を一定認めている。

石木ダム工事差し止め、住民側の敗訴確定 最高裁が上告退ける

(西日本新聞n2022/9/21 6:00) <https://www.nishinippon.co.jp/item/o/990576/>
長崎県川棚町に県と佐世保市が計画する石木ダムの建設を巡り、反対住民らが県と市に工事差し止めを求めた訴訟で、最高裁第2小法廷（三浦守裁判長）は、住民側の上告を退ける決定をした。16日付。住民側敗訴の一、二審判決が確定した。石木ダムは佐世保市の水不足解消や、川棚町の治水を目的に計画。国が1975年に事業採択した。住民側は、ダム建設により現在の豊かな自然環境が失われ、住民らの生活基盤も破壊されると主張したが、2020年の一審長崎地裁佐世保支部判決は「ダム建設により住民の生命や身体の安全が侵害されるとは認められない」と請求を棄却した。二審福岡高裁判決も支持した。住民らが国の事業認定取り消しを求めた訴訟は、20年に最高裁で住民側敗訴が確定している。

【長崎】石木ダム差し止め訴訟 最高裁 住民の上告棄却

(長崎国際テレビニュース2022/09/21 12:21) <https://www.msn.com/ja-jp/news/national/%E9%95%B7%E5%B4%8E-%E7%9F%B3%E6%9C%A8%E3%83%80%E3%83%A0%E5%B7%AE%E3%81%97%E6%AD%A2%E3%82%81%E8%A8%B4%E8%A8%9F-%E6%9C%80%E9%AB%98%E8%A3%81-%E4%BD%8F%E6%B0%91%E3%81%AE%E4%B8%8A%E5%91%8A%E6%A3%84%E5%8D%B4/ar-AA123mMP>

川棚町の石木ダム建設に反対する住民らが長崎県と佐世保市に工事の差し止めを求めた裁判で、最高裁は原告の上告を棄却し、住民側の敗訴が確定した。裁判で住民側は、石木ダムの建設は利水、治水の両面で必要性はなく、「住民の平穩に生きる権利を侵害する」として工事の差し止めを求めていた。去年10月の控訴審判決で福岡高裁は、住民側の訴える権利を「抽象的で不明確」として1審判決を支持し、訴えを棄却。一方で県に対し、地元住民の理解を得る努力を求めた。住民側は上告していたが、最高裁は20日までに退ける決定を出した。決定を受け、大石知事は改めてダムの早期完成を目指す考えを明らかにした。一方、反対住民の炭谷猛さんは「期待はしていなかった。県は高裁判決の地元住民らの理解を得られるよう努力するという一文を重く受け止めてほしい」と話した。